

(仮称) 浜松市感染症予防計画 (案) パブリック・コメント募集結果等について
(経過報告)

健康福祉部保健所生活衛生課

1 趣旨・経緯

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、2022年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法)が改正された。これにより感染症法第10条に規定されている予防計画については、同条第14項により保健所設置市にも策定が義務付けられるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなった。

これらを受けて、新たに設置された静岡県感染症対策連携協議会において、予防計画について協議を行い、同時に改定される静岡県の予防計画を踏まえて、本市としての予防計画を策定するとともに、広く市民の意見を聞くため、パブリック・コメントを実施する。

2 パブリック・コメント実施期間及び施行日

実施期間 令和5年12月18日(月)～令和6年1月18日(木)

施行日 令和6年4月1日(予定)

3 パブリック・コメント資料

資料5-1のとおり

4 計画の期間

2024年4月～2030年3月

※感染症法第9条第3項に基づき国の基本指針が変更された場合及び感染症法第10条4項に基づき県の予防計画が変更された場合には再検討を加え、また必要があると認めるときは、これを変更していくこととする。

年度	1999年 (平成11)	...	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)	
浜松市			策定	(仮称) 浜松市感染症予防計画 (6年ごとの国指針・県計画の改定等に併せて改定)						改定予定
静岡県		静岡県感染症予防計画	改定	6年ごとの改定予定						改定予定
国		感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針	改定	3年又は6年ごとの改定						

5 その他

本計画に係るパブリック・コメントについては、「第2回静岡県感染症対策連携協議会」で協議された結果、「計画素案概要」をもって必要な手続きを開始するよう指示されている。今後については、パブリック・コメントで意見聴取後、「計画素案本文」を作成し、2024年2月27日開催予定の「第3回静岡県感染症対策連携協議会」での協議を経て、最終案が確定される見込みである。

6 計画策定のスケジュール

時期	内容
7月25日	・第1回静岡県感染症対策連携協議会 【協議】計画策定の進め方
10月23日	・保健医療審議会 【報告】計画策定について
11月14日	・第2回静岡県感染症対策連携協議会 【協議】計画骨子案、計画素案概要、数値目標設定の考え方
12月5日	・市議会厚生保健委員会 【報告】計画素案概要、パブリック・コメント実施
12月18日～ 1月18日	・パブリック・コメント実施
1月23日	・保健医療審議会 【報告】パブリック・コメント募集結果等について
2月27日	・第3回静岡県感染症対策連携協議会 【協議】計画最終案
3月	・市議会厚生保健委員会 【報告】計画最終案 ・パブリック・コメント結果の公表 ・計画決定・公表

(仮称)浜松市感染症予防計画(案)

に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「(仮称) 浜松市感染症予防計画 (案)」とは

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）が改正され、都道府県が作成していた予防計画について、感染症法第10条第14項に基づき、保健所設置市も策定するよう義務付けられました。感染症対策の一層の充実を図るため、本市計画を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和5年12月18日（月）～令和6年1月18日（木）

3. 案の公表先

生活衛生課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	生活衛生課（浜松市保健所3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11番2号 生活衛生課あて
③電子メール	yobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-453-6230（生活衛生課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和6年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部保健所生活衛生課（TEL 053-453-6118）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要
- （仮称）浜松市感染症予防計画（案）
- 参考資料 数値目標設定の考え方（概要）
用語説明
- 意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	(仮称) 浜松市感染症予防計画 (案)
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法が改正され、これまで都道府県が作成していた予防計画について、感染症法第10条第14項に基づき、新たに保健所設置市も策定するよう義務付けられました。これにより、感染症対策の一層の充実を図るため、本市の予防計画を策定するものです。
策定に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の対応において、次の課題に直面しました。 <ul style="list-style-type: none"> ①発生当初は検体採取及び検査分析を行える機関が限定的で検査ニーズに対応できなかった。 ②積極的疫学調査、クラスター対策など保健所に業務が集中し、感染拡大時には保健所業務がひっ迫した。 ③自宅療養者の急増により健康観察等の業務に遅れが発生した。 ④保健所は日常業務の増加やICT化の遅れなどにより有事に対応するための余力に乏しい状態にあった。 ・ これらコロナ禍の対応を踏まえ、令和4年12月、感染症法が改正され、保健所設置市においても予防計画を策定し、平時から有事に備えた体制構築を図ることとなりました。 ・ 感染症法に基づき、静岡県感染症対策連携協議会が設置され、本市の予防計画についても協議されることとなりました。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県感染症対策連携協議会を通じて、予防計画の立案段階から、県、保健所設置市、他保健所、医療関係団体など関係者と協議します。また、新たな感染症の発生時に円滑に対応できるよう、平時から役割分担、連携体制等の構築を図ります。
案のポイント	<p>1 記載内容の充実</p> <p>感染症の発生及びまん延防止の対策、移送体制の確保、外出自粛対象者の療養生活の環境整備、緊急時における対応などについて記載します。</p> <p>2 目標値の設定</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて、検査体制、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について、具体的な数値目標を設定します。</p>
関係法令・上位計画など	<p>1 関係法令</p> <p>感染症法、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下、基本指針)</p> <p>2 上位計画</p> <p>静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(静</p>

	岡山県感染症予防計画)
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和4年12月 感染症法改正 令和5年5月 基本指針改正 令和5年7月 静岡県感染症対策連携協議会設置 令和5年12月～令和6年1月 案の公表・意見募集 令和6年2月 案の修正、市の考え方の作成 令和6年3月 意見募集結果および市の考え方を公表 令和6年4月 計画の施行

(仮称) 浜松市感染症予防計画 (案)

策定の背景

● 感染症法の改正 (2022年12月)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生とまん延に対し、平時から備えるため、国・都道府県・関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制強化、情報基盤の整備などを行う。

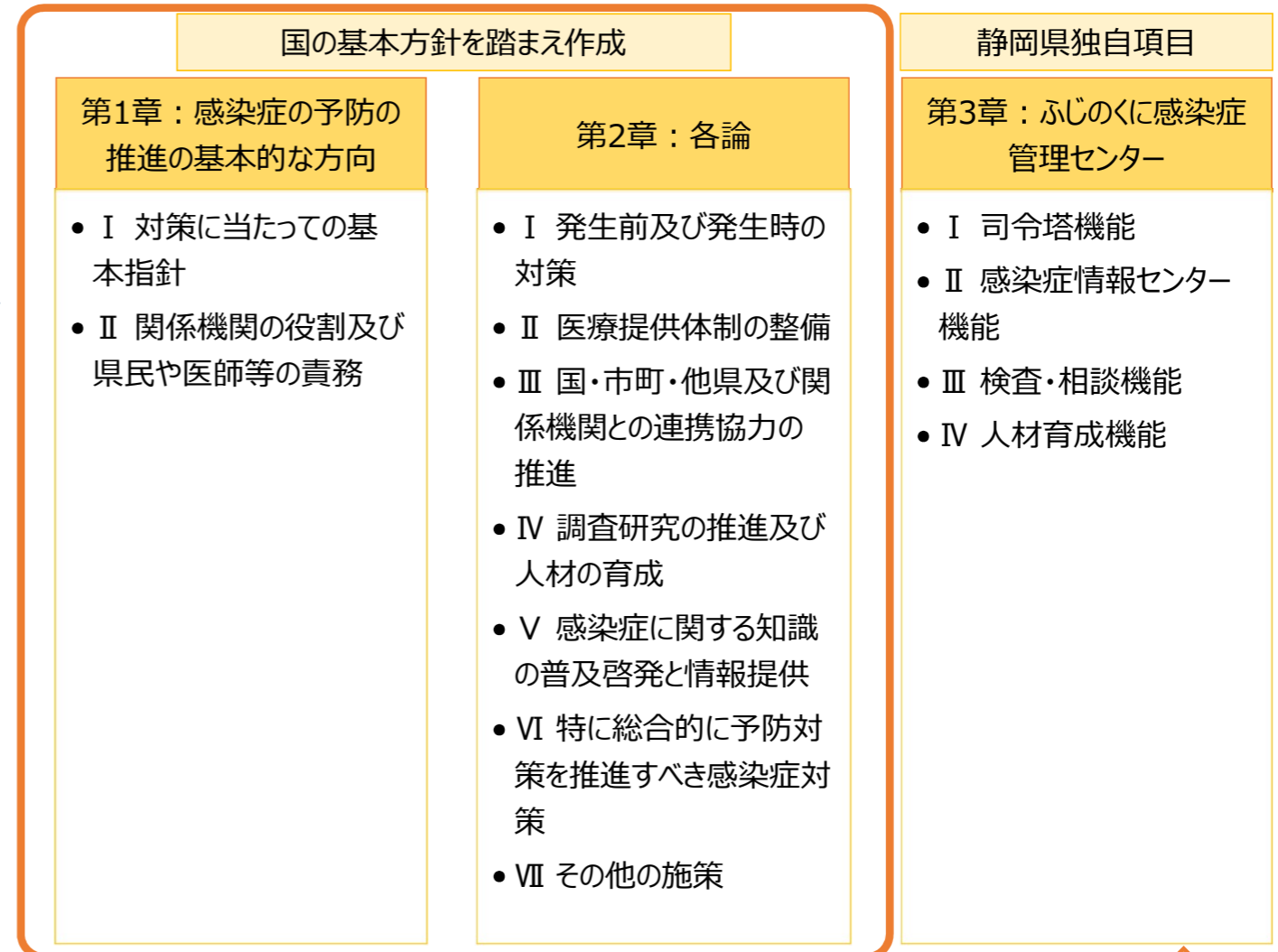
- ・ 連携協議会 (第10条の2) (県が新規に設置)
新型コロナウイルス等感染症の発生の予防等に必要対策の実施。
県・保健所設置市の予防計画を協議。
- ・ **予防計画 (第10条)** (県：改定、市：新規策定)
都道府県だけでなく、保健所設置市においても策定が義務付けられた。
令和6年4月1日施行。

● 新型コロナウイルス感染症対応における主な課題

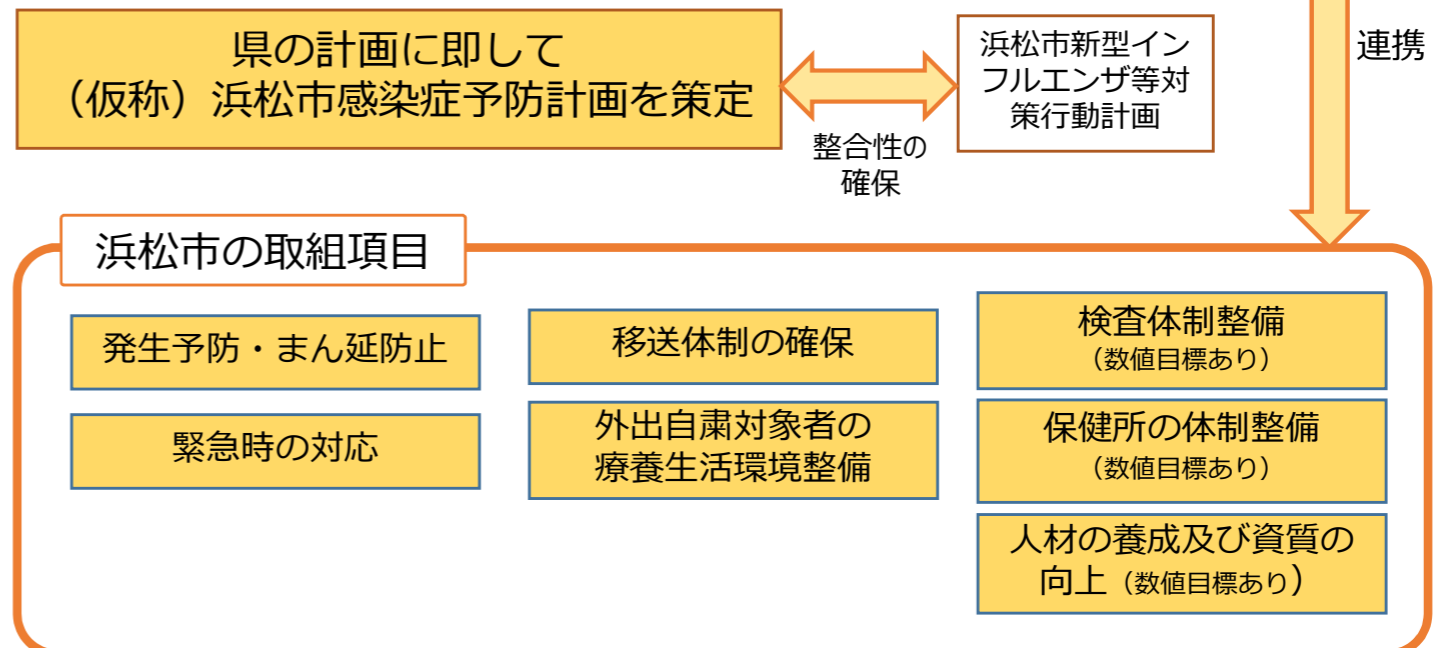
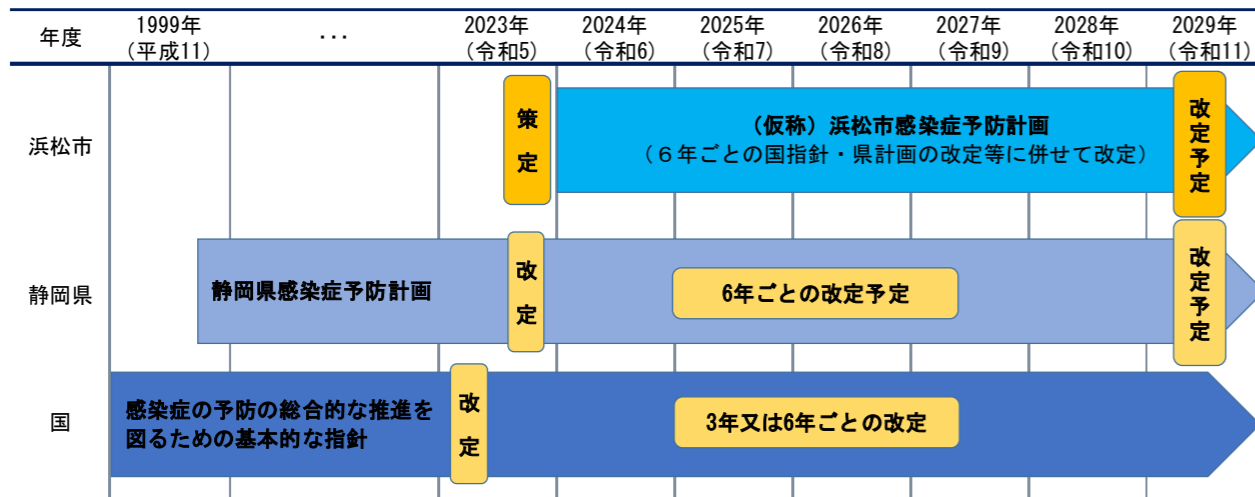
- ・ 発生当初は検体採取及び検査分析を行える機関が限定的で検査ニーズに対応できなかった。
- ・ 積極的疫学調査、クラスター対策など保健所に業務が集中し、感染拡大時には保健所業務がひっ迫した。
- ・ 自宅療養者の急増により健康観察等の業務に遅れが発生した。
- ・ 保健所は日常業務の増加やICT化の遅れなどにより有事に対応するための余力に乏しい状態にあった。

県の計画との関係

静岡県感染症予防計画 (素案)



計画期間



第1章 感染症の予防の推進の基本的な方向 (総論)

I 対策に当たっての基本方針

- ・ 感染症の発生前から対応を行います。具体的には、平時から感染症の発生状況等について情報収集及び発信し、感染症対策のための体制を構築します。
- ・ 市民自らが感染症の予防を行い、早期治療の積み重ねにより、社会全体の予防を推進します。
- ・ 静岡県感染症対策連携協議会等を通じて、平時から関係機関との連携強化を行います。
- ・ 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応を行うため、保健所及び保健環境研究所の体制確保と機能強化を行います。
- ・ 感染症の予防と患者等の人権尊重を両立して、施策を行います。

II 関係機関の役割及び市民や医師等の責務

- ・ 市、市民、医師等がそれぞれの立場において果たすべき役割について記載します。

第2章 各論

I 発生前及び発生時の対策

1 感染症の発生前の具体的な対応について記載します。

- ・ 全国統一で行う感染症情報の収集と公表を推進します。
- ・ 感染症の発生原因となる食品・環境・動物の各衛生部門と連携し、速やかな原因究明、発生予防及びまん延防止を行います。
- ・ 医療機関、高齢者施設、学校等の施設内において、感染予防ができるよう、施設管理者等に適切な情報を提供します。
- ・ 予防接種等の正しい知識の普及、安心して予防接種を受けられるような環境整備を行います。
- ・ 平時から、パンデミック等の有事対応に必要な人員数、人材育成等について検討し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができるよう準備します。

2 発生時の具体的な対応について記載します。

- ・ 感染症に係る情報収集を行います。
- ・ 発生の状況、動向及び原因の調査のため、法律に基づく調査 (積極的疫学調査) を実施します。
- ・ 入院措置、就業の制限措置等の防疫措置を法に基づいて行い、まん延防止を行います。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症発生時の防疫措置等を行います。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の健康観察、生活上の支援を行います。

3 緊急時の対応について記載します。

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症等の患者の発生又はまん延のおそれが生じた場合は、パニック等に配慮した情報発信、関係機関との連携の下、対応を行います。

II 医療提供体制 (患者移送・検査体制・保健所体制等) の整備

- ・ 感染症患者の移送について、外部委託等を検討し、平時から消防機関との役割分担を整理する等、円滑な移送体制を構築します。
- ・ 検査体制、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備のための数値目標を設定し、有事の際には速やかに体制の切り替えを行います。

III 国・県・他県等及び関係機関との連携協力の推進

- ・ 新型インフルエンザ等感染症等の発生下において、国、県に対して法に基づく総合調整等の要請、その他関係機関との連携を図ります。
- ・ 静岡県の設置するふじのくに感染症管理センターの持つ司令塔機能、情報発信機能等と連携し、新型コロナ対応の課題を踏まえた、実行力のある対策を行います。

IV 調査研究の推進及び人材の育成

- ・ 保健所及び保健環境研究所が中心となり、感染症対策、病原体、試験検査等の情報収集、分析、発信等を行います。
- ・ 保健環境研究所の体制確保、研修・訓練等を通じて検査能力の向上を図ります。
- ・ 研修等を通じて感染症業務の担当職員の人材育成を行うとともに、IHEAT要員の確保、訓練、受け入れ体制の構築等を行います。

V 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

- ・ 市民自らが予防し、患者等への偏見、差別を解消するため、人権を尊重して、正しい知識の普及啓発を行います。

VI 特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策

- ・ 国の特定感染症予防指針に基づき個別の対策計画等が策定されている、結核、HIV/エイズ、麻しん・風しん、肝炎の対策について、それぞれ記載します。

VII その他の施策

- ・ 水害等の災害発生時には、保健所を拠点として、防疫活動、保健活動等を行います。
- ・ 市内居住外国人へ感染症の知識を普及するため、外国語対応のパンフレット、インターネット等を活用し、情報提供を行います。

数値目標設定の考え方（概要）

数値目標を設定する事項	県の数値目標設定の考え方
検査体制	流行初期 新型コロナ対応で確保した衛生研究所における最大検査能力数を設定
検査能力・検査機器確保数 (核酸検出検査によるもの)	流行初期以降 新型コロナ対応で確保した衛生研究所における最大検査能力数を設定 平時 保有する検査機器確保数
人材の養成及び資質の向上 (保健所、市職員等)	平時 国目標の目安に基づき、研修及び訓練を1年1回以上実施する旨を記載
保健所の体制整備 人員確保数 IHEAT研修受講者	流行開始1か月間に想定される業務量（2022年1月からの第6波と同規模）に対応可能な人員確保数 平時 国目標の目安に基づき、過去1年以内にIHEAT研修を受講した人数

用語説明

用語	解説
I H E A T (Infectious disease Health Emergency Assistance Team)	都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設し、支援の要請があった保健所等に派遣する仕組みのこと
一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症	下表「感染症法の対象となる感染症の分類と考え方」を参照
患者の移送	法第21条に基づき法第19条及び第20条の入院の勧告又は入院の措置によって入院する患者を、病院又は診療所へ搬送すること
健康危機管理	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等のこと
法律に基づく調査（積極的疫学調査）	法第15条に基づき、患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療機関等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること
ふじのくに感染症管理センター	感染症に関する研修、検査、相談業務等、静岡県内の感染症対策を総括的に担う拠点施設
静岡県感染症対策連携協議会（構成機関）	都道府県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、県病院協会、県慢性期医療協会）、県消防長会、その他関係機関（県老人福祉施設協議会、県社会福祉協議会、県保健所長会、県研究所、国検疫所、県教育委員会、保健所設置市以外の市町、大学、県弁護士会等）
流行初期（数値目標設定の考え方）	新興感染症の国内発生があった場合に、厚生労働大臣が最初の発表をしてから1週間～3か月までの期間
流行初期以降（数値目標設定の考え方）	新興感染症の国内発生があった場合に、厚生労働大臣が最初の発表をしてから4か月～6か月までの期間

感染症法の対象となる感染症の分類と考え方

分類	概要	対象疾病
一類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト 等
二類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症	急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）等
三類感染症	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス 等
四類感染症	動物、飲食物等の物件を介して人に感染する感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等
五類感染症	感染症発生動向調査の結果に基づき、必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、インフルエンザ、RSウイルス感染症 等
新型インフルエンザ等感染症	・インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染能力を有することとなった感染症 ・かつて世界規模で流行したインフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過した感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19を除く）、再興型新型コロナウイルス感染症
指定感染症	感染症法に位置付けられていない感染症のうち、一～三類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要がある感染症	政令で個別に指定（現在該当なし）
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症	—

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	(仮称) 浜松市感染症予防計画 (案)
意見募集期間	令和5年12月18日(月)～令和6年1月18日(木)
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 生活衛生課あて
住所 : 〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11番2号
FAX : 053-453-6230
E-mail : yobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

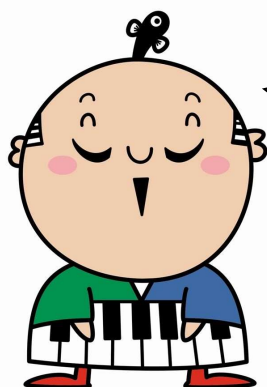
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市